

自然公園小委員会の設置について

平成 13 年 3 月 23 日

自然環境部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。）第8条の規定に基づき、次のとおり決定する。

- 1 自然環境部会に、議事運営規則第8条の小委員会として、自然公園小委員会を置く。
- 2 自然公園小委員会は、自然公園法（昭和32年法律第161号）の規定により中央環境審議会の権限に属させられた事項のうち、次に掲げる事項（ラムサール条約登録湿地、世界遺産地域及び貴重な野生動植物の生息地又は生育地に係る国立公園又は国定公園の区域の変更その他の自然公園法の施行上重要な事項に関するものとして自然環境部会長が認めるものを除く。）を調査審議する。
 - イ 国立公園又は国定公園の区域の変更のうち、変更される区域の総面積が 1,000 haを超えないものに関するもの
 - ロ 国立公園又は国定公園の公園計画の変更（イに該当しない公園の区域の変更に伴う公園計画の変更を除く。）に関するもの
 - ハ 国立公園の公園事業の決定等に関するもの
- 3 自然公園小委員会の決議は、部会長の同意を得て、自然環境部会の決議とすることができる。